

スタッフコラム

私事ですが先日誕生日を迎え37歳となりました。早いものでドリーマーに勤めて15年目を迎えております。とはいえ葬儀の世界は学ぶことは多く、某マネージャーからは「まだまだ勉強不足や!!」と言われ、私の眼前に巨大な壁として立ちはだかっているのです。



さて、そんなベテラン?な私ですが、先日あった葬儀でのちょっと切ない出来事を紹介したいと思います。あれは、5年前だったでしょうか。縁あって葬儀の担当を受け持たせていただいたお客様に、葬儀後ドリーマーの会員にご入会頂きました。

そして今年、残念ながらお客様のお父様が亡くなられ、ドリーマーへ葬儀の依頼がありました。すぐにお客様のもとへ駆けつけ滞りなく打合せを終え、お通夜を迎える晩のことでした。親族の方が私に話しかけて来られたので、お悔やみを申し上げました。

私 「この度は、お父様のお旅立ち、まことにご愁傷様です。」

親族 「いや~、もう少し生きて欲しかったですよ。」

私 「本当に残念ですね、無事に奥様の元へ行ける様お祈り致します。」

親族 「そうですね、以前に母親の葬儀を吉田さんって方にお世話になったんですが、今もいらっしゃいますか?」

私 「.....(´Д`)よ、よ、吉田はわたくしでございます。」

親族 「あれ?そうかね??何か思ってた人と違うなあ(笑)。」

どうやら別人と勘違いされていた様で、この5年の間で見た目が変わってしまったのかな?と、しみじみと思いました。

実は先日も、久々にお会いしたお客様に「吉田さん、ちょっと老けたな(笑)」などとリアクションしづらい言葉を受けたりばかりで...。入社したころは、よくお店で高校生に間違えられ年齢確認をされ、一緒にいた同僚に笑われるなんてこともあったりしたのですが、今はその同僚から「昔と比べて落ち着いた雰囲気になったからだよ」と慰められている次第です。それはさておき、お客様あつてのドリーマー、今後も葬儀の仕事に携わさせて頂き、成長した姿でお客様と出会える様、より一層努めてまいります。



吉田圭佑

遺言では実現できない新たな相続対策シリーズ①

皆様はこのような悩みを抱えていませんか?

「母が施設に入り、空き家になった実家を売るか賃貸に出すほうがよいのか?今は決められないがそのままではよいのか?」「当面の母の生活費は私が通帳と銀行印を持っていけば大丈夫かしら?」「高齢になった父の相続対策を行いたいのだが、父が持つアパートの管理、建替えや購入、売却は私がこのまま代わりにできるのかな?」など。

親が認知症になった後、何もできないことをご存知ですか?ご注意ください。ご本人が認知症になった場合、あなたが代わりに預貯金の引出、不動産の売却や修繕、管理等をすることはできません!両親の方が一に備え、「民事信託」を活用してみませんか?

ご両親が元気なうちから「親の財産を別の方が管理できるようにさせてほしい」と頼むことは、親に失礼だと思われるかもしれません。しかし認知症になってからは、仮に息子や娘であってもお金をおろすことも自宅を貸したり売ったりすることもご本人でなければできず、ご両親もあなたも困ってしまいます。

これらを解決できる方法は今まで知られてきませんでした。実は解決策があるのです。続きは次号以降でお話致します。

やまびこグループ
司法書士/行政書士/相続資産コンサルタント
進藤 裕介

役に立つ葬儀の話 Vol.50

亡くなられた後の諸手続き

亡くなられた方の様々な手続きの関係です。御葬儀が終わっても様々な手続きがありますので2回に渡って説明していきます。

今回は、「葬祭費や埋葬料の請求」と「年金の関係」についてご紹介いたします。

葬祭費や埋葬料の請求

具合が悪くなって病院へ行く時に保険証を持っていきますよね?その保険証も各所へ返還に行くこととなりますが、その際に葬祭費や埋葬料を請求しましょう。少しでもお金が返ってきます。各保険によって支給金の名前が異なりますが、お金が返ってくることにしては一緒です。

サラリーマン等の方	健康保険	埋葬料	一律5万円	勤務先
-----------	------	-----	-------	-----

※扶養に入られていた家族が亡くなられた場合も該当します

自営業等の方(75歳までの方)	国民健康保険	葬祭費	一律2万円	各市町村
75歳以上の方	後期高齢者医療保険	葬祭費	一律2万円	各市町村

※国民健康保険・後期高齢者保険...金額は新居浜市在住の方の場合です。市町村によって異なります

※サラリーマン等で業務中や通勤途中などで亡くなられてしまい労働者災害補償保険(一般に言う労災保険)の対象になる場合は、「葬祭料」といって、更に金額の高いものになり支給される場合があります。

年金の関係

偶数月に支給がある年金ですが、亡くなられた月の分まで受給の権利があります。(例:7月に亡くなられたら7月分まで受給権利)亡くなられた月の分まで忘れずにきちんと手続きしましょう。

未支給年金の手続きは、年金の種類により場所が異なります。

国民年金のみ	各市町村役場の年金係へ
その他厚生年金等の方	各年金事務所へ

亡くなられた方の年金は未支給年金の手続きで終わりですが、更に別件として、ご健在な方のこれからの年金も調べてみて下さい。例えばご主人様を亡くされた奥様の場合、受給できる年金が増える可能性もあります。



小番英之

ドリーマー社員大募集!!

お仕事をお考えの方!!私たちと一緒に働きましょう!!未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円~293,000円(その他諸手当あり)

冠婚部 基本給 181,000円~264,000円

(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円~1,200円(研修期間有り)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

【営業パート】 時給 800円~1,500円(週4日)

冠婚葬祭においてドリーマー会員の必要性を伝えながら、会員募集営業をするお仕事です。



スマホから応募



まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田

まほろば

第69号



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880